

介護予防デイサービスを開業しよう！



介護予防デイサービスとは、機能訓練や運動器の機能向上などのサービスを主体とした介護予防通所介護・通所介護(以下、デイサービス)のことを言います。近年、介護予防デイサービス事業を開業する柔道整復師、鍼灸マッサージ師(以下、柔道整復師等)が増えています。筆者も、東京都内で介護予防デイサービスを2施設、経営しています。機能訓練で生活機能が向上されることは日々の現場で実感しています。この事業は柔道整復師等の専門性が発揮でき、とてもやりがいがあります。そこで(いまさらなのですが・・)、表題を改めて、筆者が考える介護予防デイサービスの開業から運営までのノウハウを連載することにしました。たくさんの柔道整復師等が介護予防デイサービス事業を開業し、介護保険制度に確固たる地位を確立することを願っています。

1. デイサービスの現状

全国には2万ヵ所以上のデイサービスがあり、100万人以上の要支援・要介護高齢者が利用しています。デイサービスにかかる介護費用は年間8000億円を超えています。柔道整復師の年間療養費が3000億円程度なのに比べても巨大な市場です。最近では、一泊700円で宿泊できる施設や、お風呂屋さんを改造した施設など、多様なデイサービスができています。

いつも当接骨院に通っている83歳の女性患者Yさんは、昨年末に、要介護1の認定を受けて、週2回、近所のFデイサービスに行くようになりました。Fデイサービスは、お風呂、お食事、カラオケや書道、手芸などがあり、スタッフはやさしく、とても楽しいとのこと。けれども、Yさんは生活保護で一人で暮らしていますが、膝が痛い以外に、日常生活には特に不自由していません、お友達も多く、杖をつきながら、買い物にもひとりで出かけられます。それでは、Fデイサービスは、Yさんに本当に必要なサービスを行っているのでしょうか。

介護保険制度は、保険事故である要介護状態

を補完する現物給付です。Yさんにとっての保険事故とは、日常生活の歩行が困難なことでしょう。よって、Yさんに必要なサービスは、膝関節痛の治療や下肢の筋力トレーニングなどの運動器疾患対策です。しかし、多くの場合、ケアプランには「社会的な交流」や「孤独感の解消」「家族介護の負担軽減」などを記載され、預かり機能重視のデイサービスを利用します。確かにYさんは満足していますが、介護保険を使って行うならば、Yさんは機能回復訓練をもっと積極的受けてもらうべきであります。しかし、現状ではデイサービスにおいて、ほとんどなされておられません。ここに柔道整復師等が、介護予防デイサービス事業に参入する好機があります。運動器疾患対策が必要な要支援・要介護高齢者は、150万人以上おり、介護保険でそれらを専門的に行えるマンパワーや施設が足りません。柔道整復師等の開業する介護予防デイサービスが増えれば、その受け皿になることが出来ます。

2. 通所介護と介護予防通所介護

平成18年4月より、介護給付と予防給付が、より明確に分けられました(図1)。原則的には「要介護者の対象」とした通所介護と、「要支援者を対象とした」介護予防通所介護とは別々の事業です。よって、要介護者だけのデイサービスも、要支援者だけのデイサービスも開業できます。通常は一体的な運営をしているということで、要介護者も要支援者も一緒に同じデイサービスを利用します。一体的な運営をする場合、都道府県に提出する事業者指定の申請も一様式で済みます。後者の「要支援者のみを対象」とした場合、ちょっと変わった事業展開も可能です。介護予防通所介護は、「家族介護の負担軽減」を目的とした「サービス提供時間」の定めがありません。最近では、要支援1、要支援2と認定される高齢者が増え、介護予防通所介護のみの「90～120分デイサービス」の開業も多くなっています。接骨院の治療室に併設された